

国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則

令和4年11月29日

規則第118号

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、国立大学法人一橋大学利益相反マネジメントポリシーに則り、利益相反マネジメントについて必要な事項を定め、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）の教職員等が産学官連携活動を適正かつ積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

2 「教職員等」とは、次に掲げる者とする。

- 一 国立大学法人一橋大学基本規則（平成16年規則第1号、以下「基本規則」という。）第19条に定める役員
- 二 基本規則第26条第1項に定める職員
- 三 第5条に定める国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント委員会が指定する者

3 「企業等」とは、企業、国又は地方公共団体の行政機関その他の団体をいう。

4 「産学官連携活動」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国、地方公共団体、独立行政法人、営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との次に掲げる活動
 - イ 兼業活動（技術アドバイザーを含む。）
 - ロ 共同研究
 - ハ 受託研究（依頼試験・分析を含む。）
 - ニ コンソーシアム
 - ホ 知的財産権の権利譲渡・実施許諾
- 二 企業等からの研究員等の受入れ
- 三 企業等からの寄付金の受入れ
- 四 その他企業等と共同で実施する事業

5 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、大学院研究部及び教育部、経済研究所、附属図書館、研究機構、社会科学高等研究院、情報化統括本部、国際化推進本部、森有礼高等教育国際流動化機構、情報基盤センター、社会科学古典資料センター、イノベーション研究センター、保健センター、学生支援センター、ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター、事務局及び監査室をいう。

6 「利益相反」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人の利益相反 教職員等が産学官連携活動に伴って利益を得る行為と、教育・研究

という本学における教職員等としての責務とが相反する状況、又は教職員等が産学官連携活動に伴って企業等に職務遂行義務を負っていて、本学における職務専念義務と企業等に対する職務遂行義務とが両立しがたい状況

二 組織の利益相反 本学が産学官連携活動に伴って利益を得る行為と、教育・研究という本学の社会的責務とが相反する状況

7 「利益相反マネジメント」とは、利益相反が生じることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

8 「委員会」とは、第5条に基づき設置される国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント委員会をいう。

(個人の利益相反マネジメントの対象範囲)

第3条 教職員等が産学官連携活動を行う場合であって、次の各号に掲げる行為を行うときは、個人の利益相反マネジメントの対象とする。

一 企業等から別に定める一定額以上の金銭又は便益の供与（物品・サービスの供与を含み、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が受けた金銭又は便益の供与を含む。）を受ける場合

二 企業等から別に定める一定額以上の物品・サービス等を購入（当該教職員等の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族による物品・サービス等の購入を含む。）する場合

三 本学と共同研究契約その他の契約関係にあることを認識している企業等から別に定める一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等（以下「株式等」という。）を取得（当該教職員等の配偶者及び生計を一にする一親等内の親族による株式等の取得を含む。）する場合

四 本学の学生を産学官連携活動に従事させる場合

五 その他、委員会が対象事象と認めた行為を行う場合

(組織の利益相反マネジメントの対象範囲)

第4条 本学又は部局が、次の各号に掲げる行為を行う場合を、組織の利益相反マネジメントの対象とする。

一 企業等（国及び地方公共団体の行政機関を除く。以下この条において同じ。）と産学官連携活動を行う場合

二 企業等から別に定める一定額以上の金銭又は便益の供与（物品・サービスの供与を含む。）を受ける場合

三 企業等から別に定める一定額以上の物品・サービス等を購入する場合

四 企業等から別に定める一定比率以上の持分の株式等を取得する又は一定額以上の事業への出資を行う場合

五 本学が保有する知的財産権の実施により収入を得る場合

六 その他、委員会が対象事象と認めた行為を行う場合

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第5条 本学に、利益相反マネジメントを適正に行うため、国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント委員会を置く。

(任務)

第6条 委員会は、教職員等及び本学に係る利益相反を適正に管理するため、次に掲げる事項を審議し、当該事項に関する職務を遂行する。

- 一 利益相反マネジメントに係る施策等の企画立案に関する事項
- 二 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- 三 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
- 四 本学内外からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- 五 その他本学の利益相反マネジメントに係る重要事項に関する事項

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 社会連携を担当する理事
- 二 学長が指名する理事 若干名
- 三 法務を担当する役員補佐
- 四 学外有識者 若干名
- 五 その他学長が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、学長が任命する。

(任期等)

第8条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 本学は、委員会に委員長を置き、第7条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反アドバイザー)

第11条 本学に、利益相反アドバイザーを置く。

- 2 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する知識を有する学外有識者のうちから、学長が委嘱する。
- 3 利益相反アドバイザーは、委員会からの求めに応じ、利益相反マネジメントについて適切な助言・指導を行い、また委員会が行う活動内容について検証及び評価を行い、その結果を学長へ報告するものとする。
- 4 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する日常的な相談窓口として、教職員等からの

利益相反に関する相談を、随時受け付けるものとする。

- 5 利益相反アドバイザーは、教職員等からの利益相反に関する相談への対応について、委員会と連携を図るとともに、必要に応じて、委員会に報告するものとする。
- 6 利益相反アドバイザーの委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代した場合、後任の利益相反アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(教職員等の義務)

第12条 教職員等は、利益相反の発生が懸念される場合は、利益相反アドバイザーに相談する等、利益相反の回避に自ら努めるものとする。

- 2 教職員等は、利益相反マネジメントの実施のために必要となる事項を、別に定める利益相反自己申告書に記載し、委員会に提出しなければならない。
- 3 前項における利益相反自己申告書の提出時期、書式等は、委員会が定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、教職員等は、委員会が特に必要と認めるときは、申告を行わなければならない。
- 5 部局長は、委員会が特に必要と認めるときは、第2項及び前項に定める申告のうち、利益相反マネジメントの対象となるものについて、その申告に関連する情報を提供しなければならない。

(個人の利益相反マネジメントの実施)

第13条 委員会は、前条第2項又は第4項の申告及び前条第5項により提供された情報その他収集した情報に基づき、事実関係を検討し、利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて審査を行う。また、本学としてその状態が許容できないと判断した場合には、適切な対応、方策等を審議する。

- 2 委員会は、前項の審査に当たり、必要に応じてヒアリング、モニタリングその他の委員会が必要と認める調査を行うことができるものとし、当該調査の要請を受けた教職員等はこれに応じるものとする。
- 3 委員会は、第1項の審査の結果、回避要請が必要と認められる場合は、関係する教職員等に対し、回避要請の通知を行い、改善に向けた指導及び管理を行う。
- 4 委員会は、学長に対し、第1項の審査結果を文書をもって報告する。
- 5 委員会は、第3項の通知を行った後も、引き続きその実施状況を把握するものとし、必要に応じて教職員等に調査を行うことができる。

(不服申立て)

第14条 前条第3項の規定により回避要請の通知を受けた教職員等は、その内容について不服がある場合には、当該通知を受けた日から2週間以内に学長に対し書面により不服申立てを行い、再審査を求めることができる。

(再審査)

第15条 学長は、前条の再審査の求めを受け、再審査の必要があると認めたときは、委員会に対し再審査を命ずるものとする。

- 2 前条の不服申立てを行った者は、再審査の結果に対して異議を申立てることができない。
- 3 再審査の手続は、第12条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 4 学長は、再審査をするにあたり、必要に応じて学外の有識者を委員に加えることができる。
- 5 学長は、委員会からの報告を踏まえ、回避要請を行う、当該要請を取り下げる、又は委員会に差戻し再審査を行うことを決定し、再審査請求者へ通知するものとする。

(組織の利益相反状況の把握等)

第16条 委員会は、第4条各号に掲げる組織の利益相反マネジメントの対象となる事象に係る情報を収集する。

- 2 部局長は、委員会から求めがあったときは、当該組織が保有する第4条各号に掲げる組織の利益相反マネジメントの対象となる事象に係る情報を提供しなければならない。
- 3 委員会は、前2項の収集により得られた情報に基づき、組織の利益相反の状況を把握するものとする。

(組織の利益相反マネジメントの実施)

第17条 委員会は、回避要請が必要と認められる組織の利益相反を確認した場合には、学長に対し、当該組織の利益相反を報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、当該報告に係る組織の利益相反が回避されるよう管理を行う。また、学長は、教職員等が当該報告に係る組織の利益相反の回避ができるように監督を行う。

(外部からの指摘への対応)

第18条 学内外の者から利益相反の指摘があったときは、委員会において対応を検討し、委員長が学長と対応を協議し、必要に応じて、当該指摘を行った者に対し、説明を行う。

(情報公開)

第19条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 委員会は、学内外への情報公開に当たって、第12条第2項及び第4項の規定により申告を行った教職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

(秘密の保持)

第20条 委員会委員その他本学における利益相反への対応に関わる全ての者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)

第21条 委員会は、利益相反自己申告書、審査資料、開示資料その他利益相反マネジメントに関係する書類を、5年間保存するものとする。

(啓発及び教育活動の実施)

第22条 委員会は、教職員等に対し、利益相反について理解を深め、利益相反マネジメントに

関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育活動を行うものとする。

(検証及び評価)

第23条 マネジメント委員会は、その活動内容について利益相反アドバイザーによる検証及び評価を受けるものとする。

(事務)

第24条 利益相反マネジメントに関する事務は、総務部広報・社会連携課が行う。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱する第7条第1項第4号及び第5号の委員並びに第11条第1項の利益相反アドバイザーの任期は、第8条及び第11条第6項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。